

安全保障会議の概要

- ・ 昭和61年、国防会議の任務を継承するとともに、新たに重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に設置
- ・ 平成15年、安全保障会議が国家の緊急事態対処に関する枢要な役割を担うことが出来るようにその機能を強化(議員の追加、事態対処専門委員会の設置等)

安全保障会議

(構成)

議長: 内閣総理大臣

議員: 内閣法9条指定大臣、総務大臣(※)、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣(※)、国土交通大臣(※)、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長

※ 平成15年に、緊急事態への対処に関わりが深い(※)の議員を追加。経済財政担当大臣を除外。

・ 内閣総理大臣の諮問に基づき、国防の基本方針、防衛計画の大綱、対処基本方針、武力攻撃事態／周辺事態等への対処／自衛隊法第3条第2項第2号の自衛隊の活動に関する重要事項、その他国防に関する重要事項、重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議

・ これらの事項について、内閣総理大臣に対し意見具申

事態対処専門委員会

(構成)

委員長: 内閣官房長官

委員: 内閣官房副長官(政務、事務)、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣府政策統括官(防災担当)、警察庁警備局長、総務審議官、消防庁長官、法務省入国管理局長、外務省総合外交政策局長、外務省北米局長、財務官、財務省関税局長、文部科学省大臣官房長、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、農林水産省消費・安全局長、経済産業省貿易経済協力局長、資源エネルギー庁長官、国土交通審議官、海上保安庁長官、原子力規制庁長官、防衛省防衛政策局長、防衛省運用企画局長、統合幕僚長